

湖南広域行政組合監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、管理者から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年11月17日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄

【定期監査】

令和3年9月30日告示分

監査対象：総務課・出納室

意見・指摘事項	措置状況等
現金収受記録簿等を整理し運用されていたが、確認の為の押印等に不備がある記録簿が存在したため、適正な運用に努められたい。	御指摘のありました現金収受記録簿に係る確認のための押印等の不備については、不備箇所を改め、適正な運用について担当者間で周知を行いました。
職員互助会が受託している湖南広域行政組合職員等弔意事業の事務について、専用の預金通帳を作成し管理されたい。	御指摘のありました湖南広域行政組合職員等弔意事業の事務専用の預金通帳については、御指摘後（9月2日）に専用の通帳を作成し管理しています。